

★ この書類は、税金の額を減額するために必要な書類です ★

減 免 申 請 に か か る 申 立 書

地方税法第 10 条及び民法第 441 条本文の規定により、連帯納税義務者の下記減免申請者に対して行われた固定資産税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第 441 条ただし書の規定により、他の連帯納税義務者に対しても固定資産税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

お問合せ番号 (整理番号) :

納 税 義 務 者 (代表者) :

減免申請者

氏 名 :

住 所 : 減免申請書記載のとおり

申 立 人

【連帯納税義務者 (減免申請者以外の共有者又は相続人)】

住 所 :

氏 名 :

電 話 :

記載方法・注釈等

減 免 申 請 に か か る 申 立 書

固定資産税の減免申請にあたり、連帯納税義務(共有名義または法定相続人となり得る方が2人以上)のある共有財産の場合は、減免申請者以外の方からの申立書の提出が必要です。
申立書の提出がない場合、減免の効力は適用されず、税額は減額されません。

地方税法第10条及び民法第441条本文の規定により、連帯納税義務者の下記減免申請者に対して行われた固定資産税の減免は、原則として他の連帯納税義務者に対して効力を生じないとされておりますが、民法第441条ただし書の規定により、他の連帯納税義務者に対しても固定資産税の減免の効力を適用されたいので申し立てます。

令和 年 月 日

(あて先) 八 戸 市 長

お問合せ番号(整理番号) : 819999999

減免申請書の
納税義務者欄
と同じ

納 税 義 務 者 (代 表 者) : 八 戸 太 郎

減免申請者

減免申請書の
申請者欄と
同じ

氏 名 : 八 戸 次 郎 住 所 : 減免申請書記載のとおり

申 立 人

【連帯納税義務者(減免申請者以外の共有者又は相続人)】

住 所 : 八 戸 市 内 丸 〇 丁 目 〇 - 〇

減免申請者以外の
連帯納税義務者の方

氏 名 : 八 戸 花 子 電 話 : 090-9090-9999